

～近隣荒廃農地を再生し醸造用ぶどうを栽培～

山梨県山梨市

中間農業地域

取組主体: 認定農業者

取組開始時期: 平成29年2月

解消面積: 0.78ha(平成31年3月時点)

導入作物: 醸造用ぶどう

1. 取組のきっかけ・経緯

解消農地周辺は、市内でも有数のぶどう栽培が盛んな地域だが、高齢化や担い手不足により荒廃農地が点在している。取組主体は、長年にわたり山梨市内でぶどう栽培を続ける果樹農家で、醸造用ぶどう栽培のためにまとまった農地を探していたところ、自宅近くの荒廃農地が集中する場所の地形・日当たり等がぶどう栽培に適していると考え、農地の利用権設定を受けて荒廃を解消し、醸造用のぶどうを栽培することを検討した。



2. 取組内容

取組主体は、山梨市役所農林課へ荒廃農地解消の支援を相談したところ、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の紹介があり、平成29年1月に農用地利用集積計画による隣接荒廃農地の利用権設定を受けて、再生作業及び土壌改良を実施。

翌29年度は、交付金の施設等補完整備を活用し、ぶどう棚を設置。併せて「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用して醸造用のブドウの栽培を開始した。

また、平成30年度には農用地利用集積計画により、さらに隣接する荒廃農地の利用権設定を受け、「荒廃農地等利活用交付金」で再生を行ったほか、農地中間管理機構が「機構借受農地整備事業」で再生した農地を借り、醸造用ぶどうを栽培している。

3. 今後の予定、課題など

取組主体は隣接地や周辺に残された荒廃農地の再生を考えているが、活用可能な交付金が減少したことで、金銭面での負担が大きくなっている。

また、市内の荒廃農地には、老朽化・劣化した甲州式ぶどう棚が多く存在しているが、新設・修繕に対し補助事業が使えないため全額事業主の自己負担となり、再生意欲を減退させることとなる。荒廃農地を解消した栽培農家へのぶどう棚設置・修繕への補助が求められる。

4. 活用した補助事業

(国) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H28年度、0.55ha 重機を用いた再生作業、土壌改良)

(補助内容: H29年度、0.55ha 施設等補完整備)

(国) 荒廃農地等利活用促進交付金

(補助内容: H29年度、0.55ha 営農定着)

(補助内容: H30年度、0.12ha 再生作業)

(県) 機構借受農地整備事業

(補助内容: H30年度、0.11ha 再生作業)



再生前



再生後